

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設）道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十年六月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画の種類及び名称

三・四・七八二号可部浜田線、三・四・七八三号中島下町屋線

二 都市計画を変更する土地の区域

広島市安佐北区可部二丁目、同三丁目、同五丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市企画課

広島市都市整備局都市計画課

広島市安佐北区役所農林建設部建築課

四 縦覧期間

平成二十年六月二日から平成二十年六月十六日まで